

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年8月20日(金曜日)

号外第49号

目次	ページ		
○条例			
神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例(政策・情報公開広聴課)	2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(総務・デジタル戦略本部室)	2
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	2	神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例(警察・生活安全総務課)	2

本号で公布された条例のあらまし

1 神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第33条関係)
- この条例は、令和3年9月1日から施行することとした。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 災害対策基本法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第45条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第4条関係)
- この条例は、令和3年9月1日から施行することとした。

4 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

- ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第11条関係)
- この条例は、令和3年8月26日から施行することとした。

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三、七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷

横浜市 鶴見区 矢向三一一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

条 例

神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 8 月 20 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第70号

神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

神奈川県個人情報保護条例（平成 2 年神奈川県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第33条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第 7 号」を「第19条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 8 月 20 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第71号

**職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例**

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第45条第 1 項第 2 号中「勧告され若しくは」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 8 月 20 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第72号

**行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲
及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 8 月 20 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第73号

神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 26 日から施行する。